

黄道周獄中手書《孝經》考

河内利治

一、伝来する黄道周書跡《孝經》

黄道周（一五八五～一六四六）の獄中手書《孝經》は、「人間の至宝」「天地の至宝」として、その没後直ぐから清末までずつと重んじられてきた。その理由は、書法芸術の風格のみならず、「明季孤忠の氣を以て、先聖教学の経を写す」、「忠孝の氣鬱然」と評される人品によるところが大きい。

昔、顔清臣（真卿）の書、書家推して唐代の冠と為す。良に公の平生の忠義凜然たるに由る。後世其の人を重んじ、兼ねて其の書を愛すなり。……黄石齋先生、明季孤忠の氣を以て、先聖教学の経を写す。其の楷格適媚にして、直ちに鍾王に逼る。洵に人間の至宝なり。石齋先生、《孝經》を書し、余曾て二本を見る。其の一は女壻の狄笏の収する所為り。余以て同年（進

士・一七六〇）の畢秋帆制府に貽る。其の一は即ち此の冊なり。吾が郷の郡太守和潛齋先生の藏する所為り。字体正に復た相似す。乾隆辛亥（一七九一）上春、獲て府署の雅懷堂に観る。

—王文治『快雨堂題跋』卷五「黄石齋先生孝經」（吳孟養）嘗て謂へらく、黄石齋の書法、中品に入らず、獄中に写く所の《孝經》、遒勁整肅にして、忠孝の氣鬱然として、真に天地の至宝なり。「石齋を臧棄して真蹟在るは、書法に縁らずして也また流伝す」の句有り」と。

—民国初・楊鍾羲『雪橋詩話三集』卷三王文治（一七三〇～一八〇二）は、黄道周の手書《孝經》を二本見、その一本を畢沅に贈つたと記し、楷書は鍾繇・王羲之に逼ると高く評価しながら、「明季孤忠の氣を以て、先聖教学の経を写す」ことに、より重きを置いていると考えられる。「先聖教学の経」は恐らく《孝經》を指すであ

ろう。

また呉之振（一六四〇～一七一七、字は孟季）は、呂留良・吳自枚らと『宋詩鈔』を刊行（一六七二）し、宋詩を提唱した文人であるが、黄道周の書跡の収蔵と伝来は、その書法芸術によらず、「忠孝の気鬱然」たる人品によるところが大きいと批評している。

ところで、今日伝来する黄道周の墨跡本《孝経》には次の七件がある。

- ① 楷書 《孝経定本冊第三十四本》 東京国立博物館蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注1）
- ② 楷書 《孝経定本冊第十七本》 台北故宮博物院蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注2）
- ③ 楷書 《孝経定本冊》 北京故宮博物院蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注3）
- ④ 楷書 《孝経定本冊》 瀋陽故宮博物院蔵（注4）
- ⑤ 楷書 《孝経冊》 広東省博物館蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注5）
- ⑥ 行書 《孝経冊》 西泠印社蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注6）
- ⑦ 行書 《孝経卷》 天津市芸術博物館蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注7）

また墨跡本《孝経頌》に次の一件がある。

- ⑧ 楷書 《孝経頌冊》 天津市芸術博物館蔵
崇禎辛巳（十四年）書（注8）

書道史上、黄道周は明末清初を代表する書人として、特に長条幅形式による行草書に名を留めるが、その一方で楷書の墨跡も少なからず伝来する。

その中で、《孝経》関係が七件も伝来することは注目すべき事実である。他に伝来する書跡《孝経》としては、賀知章の墨跡本《草書孝経》や玄宗皇帝の刻石本《石台孝経》があるが、同一人物の書跡《孝経》がかくも多く伝来する事例を知らない。黄道周は何故に多くの《孝経》（および《孝経定本》）を書写したのだろうか。

次に書写年が崇禎辛巳（十四年）に集中している点である。なぜこの年に集中して《孝経》を手書したのか。この点は先の疑問点と関連する。

更に①「第三十四本」や②「第十七本」は一体何を意味するのか。また《孝経》と《孝経定本》とに差異があるのかも疑問である。

因って小稿では、黄道周の楷書墨跡の代表作の一と見なしうる《孝経》の書写動機を明白にすることによって、上記の疑問を解明し、併せて黄道周の墨跡《孝経》の伝来意

義を考察してみたい。

二、投獄事件

黄道周が投獄された期間は、崇禎十三年（庚辰・一六四〇）八月から十四年（辛巳・一六四一）十二月までの約一年半（十五ヶ月）であり、翌十五年二月には離京している。門人洪京榜の子であり、同じく門人の洪思の撰になる「黄子年譜」（略称「洪譜」）崇禎十三年から十五年の項は次のように記す（傍線部引用者、注9）。

十三年庚辰、黄子五十有六歲。北山に在り墓を守る。……未だ幾ならずして江西巡撫の解公、諱は学龍、薦剡を以て聞し、而して速命下る。子（黄道周）報を聞き、即ち五月二十三日に於て墓を辞し道に就く。時に緹騎尚ほ南昌に在り。……南昌に至り速ふるを聞き、諸子依依として去らず、同に北上せんと欲す。……子、乃ち七月に於て京に至り、緹騎以聞す。中旨未だ下らず、而して計部主事の葉公、諱は廷秀、毅然として上疏し、身を以て罪を代はらんことを請ふ。葉公は、濮州の人なり。登第して後、魏璫を以ての故に出でず。……葉公乃ち上疏し、子に代はらんと請ふ。而して八月旨下り、子と解公と各々杖八十、西庫司に問

擬を發す。……子、獄中に在りて門人に与ふる書に曰く、「古人、仁義爛る時に於て自ら血肉を裹み、僕、血肉の爛る時に於て自ら仁義を裹む。悠悠たる命なり、誰か談ずる者為らん。」と。子、病に臥すこと八十余日、足を抱き首を扶へ、僅かに能く起立するのみ。子の清苦天下に聞え、諸の獄役は惟だ日に紙札を奉じて争ひて書を乞ふ。子、為に《孝經》を書き以て役錢に当て、書せし《孝經》一百二十本、各々贊義有り、本本各々別にして、皆役卒の為に持ち去られ、今己に散逸して復た見るべからず。……未だ幾ならずして、復た西庫に過る。諸中の貴人皆朱生（永明）に因りて子の筆札を購ひ、故に皇上も亦た宮中に於て時時子の書せし所の《孝經》を見、指して名を沽ると曰ふ。……（涂）仲吉乃ち復た疏を出だして施（邦曜）公に參す。右堂の馬公、諱は思理、司に告げ、一室に仲吉と与にせしむ。旨下り、杖一百、並びに同に謀るの指使を究詰す。施公落職して家に回り、馬公逮はれ詔獄に付さる。乃ち又た葉公廷秀を追論し、復た逮はれて北寺に至り、同日对簿し、諸君子累累然として司廷を相望むも、未だ相識る能はず。……蓋し當時の牽連二十人に幾し。……十二月、請室を過る。

十四年辛巳、黄子五十有七歳。請室に在り。十一月、刑部、讞（判決）を擬す。子乃ち上疏す。……十二月、又疏す。……疏上り、辰陽に謫戍せらる。解公、葉公、馬公と涂仲吉、亦た各々閩に、楚に、辰州に分戍せらる。

十五年壬午、黄子五十有八歳。春二月、京を出で、將に楚に適かんとして、道を取りて大滌に至る。

文中の「緹騎」は罪人を逮捕する役人であり、崇禎帝が放ったスパイであろう。当時、紫禁城警護の禁軍錦衣衛に「詔獄」が置かれていた。これは正規の裁判を通さない君主直屬の監獄であり、君主の命令一つで簡単に人を罪することができ、リンチともいえる過酷な拷問が日常的に行われていた。黄道周は、崇禎帝から嫌疑をかけられ、緹騎に逮捕されて「詔獄」に入れられた。そこで下された刑が「杖八十」であり、その後「西庫」に旋回されたのである。

「西庫」は司法を掌る行政官庁、刑部の俗称であり、「白雲庫」ともいう。さらに「請室」に移送されたが、これは「北鎮撫司」の別称であり、俗称「北司」「北寺」ともいう。明代軍事官制の一に、官府「京衛指揮使司」があり、官名「指揮使」を置き京師禁衛を掌握した。禁衛には上直衛・南京衛・北京衛の三衛があり、それぞれ「鎮撫司」を

設けたが、北京衛の鎮撫司が「北鎮撫司」であり、スパイ行為を行う権限を持ち、平民や一般官吏を抑圧し、南鎮撫司とともに横暴を極めた。また上直衛の親軍指揮使司には二十六衛があり、錦衣衛はその一つである（注10）。

黄道周の逮捕、受刑、移送、拷問、出獄などの経緯を、この時期に書かれた黄道周の詩文に基づき、整理すると次のようになる（注11）。

十三年七月下旬―南昌で逮捕、北京に護送。

同八月一日・二日―「杖八十」の刑を受ける。

その後刑部に旋回される。

同十二月下旬―北鎮撫司に移送、拷問される。

十四年五月二十日―刑部に返送される。

同十二月十九日―出獄、刑部判決「湖南辰陽左遷」。

そもそも、黄道周が詔獄に投獄された事件の発端は四月に遡る。

夏四月戊午、江西巡撫僉都御史解学龍及び挙ぐる所の黄道周を逮ふ。――『明史』卷二十四・莊烈帝本紀

夏四月戊午、巡撫江西右僉都御史解学龍、佐領官及び政司都事の黄道周を薦挙す。道周の「党邪乱政」、学龍の「藐法徇私」を以て、俱に逮へ刑部の獄に下し、廷杖し、戍を論ず。――『崇禎実録』卷之十三

両書から、崇禎帝より逮捕の直旨が下った日は、四月戊午（七日）であることが判明する。

解学龍（字は石帆）は、江蘇興化の出身で、万曆四十一年の進士。金華・東昌推官を経て、天啓二年（黄道周と同年進士）に刑科給事中に昇進したが、五年に「東林党」一派として籍を削られた。崇禎元年、戸科都給事中に復官し、しばしば収賄官僚を糾弾し、多く建策を行った。後に太常少卿、太僕卿に遷り、五年に江西巡撫に改められる。

十二年冬、南京兵部右侍郎に昇格し、十三年春、赴任前に旧例に従い、黄道周を推挙したところ、黄道周ともども詔獄に下されたのである。「洪譜」引用文冒頭の「未だ幾ならずして江西巡撫の解公、諱は学龍、薦劾を以て聞し、而して速命下る」はそのことを指す。「薦劾」とは人材を薦める公牘のことである。

この解学龍の推挙が黄道周逮捕の引き金となり、崇禎帝から「党邪乱政」、すなわち結党し政治を乱すとの嫌疑がかげられたのである。

すでに黄道周は、崇禎十一年（戊寅・一六三八）八月に、楊嗣昌・陳振甲らが「奪情」してまで入閣したことに反対し、三度上奏文を奉った。そのため、崇禎帝の怒りを買ひ、「朋串僥乱」という罪に擬せられ、八月に江西布衣政

司都事に左遷されている。

よって、この投獄事件は、崇禎帝の黄道周に対する、三年越しの不信と怨悪の増幅に起因する。この不信と怨悪は異常なほど執拗で、

是の時に当り、告して公行を許き、小人創りて「福党」の説を為し、以て上の怒りを激し、必ず先生を殺して後已まんと欲す。

—黄宗羲撰『明儒学案』卷五十六と、崇禎帝は黄道周を殺そうとまでしていた。「福党」の説とは、福建出身の人間が党派を組むという捏造である。

この結果、黄道周のみならず、「牽連二十人に幾し」と、多くの人達が連座した。黄文煥、陳天定、文震亨、孫嘉績、楊廷麟、劉履丁、董養河、田詔らが連座し、特に解学龍、葉廷秀、馬思理、涂仲吉はそれぞれ閩、楚、辰州に左遷された。

三、獄中手書《孝経》

黄道周の年譜及び伝記資料から、『孝経』書写に関する事項を検討してみる（注12）。

同じく門人の莊起儔の編「漳浦黄先生年譜」（略称「莊譜」）の崇禎十三年の項は次のように記す。

先生既に清苦を以て天下に聞え、諸の獄卒は皆敢へて望みを先生に有たず、惟だ日に紙割を奉じて先生の書を丐ふ。先生時時に爲に《孝経》を書き以て役錢に當つ。凡そ手書《孝経》一百二十本、皆獄卒の持ち去るを以て、散尽し余無し。……而して諸中の貴人、竊に朱生に困り、其の間に先生の筆割を購ふを以ての故に皇上も亦た宮中に於て時時先生の書せし所の《孝経》を見、指して名を沾ると曰ふ。

この一文は先に引用した「洪譜」傍線部とほぼ同文である。両譜の文章から、獄卒に請われて、黄道周は獄中で《孝経》百二十本を書き、金銭と引き換えに持ち去られ、手元に残らなかつたこと、そしてその《孝経》が宮中の皇帝の目に止まり、売名行為と見なされたことが解る。

《孝経》書写のより詳細な経緯については、清・卞永誉の全集『黄漳浦集』（注13）に関連する記載がある。

《孝経》を書くこと己に五十部を過ぎ、意も亦た稍倦む。別に起草せんと欲するも、又書無きを苦しむ。毎に一事を想ひ、瞠目して長嘆するのみ。尊翁の資如何に受く可けん。今藉りし《孝経》二本、導きて之を還さん。

——『式古堂書画彙考』卷之二十八「黄銅山の蔣八公（徳璟）に与ふる札二卷の一」（『黄漳浦集』未収）

井底に星辰を望み、率率として《今文》六十五本を書せしに、意倦むこと甚だし。乃ち少時を取り、《定本》之を書すこと又二十五本なり。……唐人自り而下、異論問ま興り、先儒も亦た其の闕誤を疑ふ。近ごろ会稽虞本及び中州呂本、吾郷（福建）の京子刻、皆国学の頒くる所の石台に依るのみ。此の中書無く、復た記憶せず、驟に《定本》を書すも、唇舌を滋ほし、艱貞の義に乗ずる有るを恐る。今己に書せず。願はくは台翁為に其の疵を掩ふなり。《今文》皆な散去し、唯だ《定本》のみ一二吾輩の処に在り。諸の煩喙を想省す、教へを得ること甚だ感感なり。

——同「黄銅山の蔣八公に与ふる札二卷の二」
「夫れ孝は」徳の本なり、教の由ゆひて生る所なり」
は、是れ一篇の金声。「礼なる者は敬にしてのみ」は、是れ玉振の一篇。其の中、亨祀、明堂、政刑、礼学の条理燦然たり。祇だ是れ心に困り性に困り、民生を拂ふ無く、天下を毀傷せず。仲尼の作用、全く此の経に在り、故に曰く行は《孝経》に在るなりと。辛巳秋深、白雲庫に書す。……嚮て西庫に在り、此の経百二

十本を写す。其の七本に「豳風」を補ふ有り、甚だしくは謂ふ無し。六本は蔣相国の処に在り、此れ其の一なり。余の八十本は俱に石台原本に依る。又三十三本は「聿修厥徳」を以て「天子」の首に移す。西庫に佳筆無く、秃筆を俱用し之を書す。此の冊の如き者は、真に之を瓶を覆ふに用ふ可きのみ。癸未臘月二十四日。再び此の冊を見る、時に鄴山に在り。

—「黄渟浦集」卷二十三書後「書《孝經別本》後」

(崇禎十六年十二月二十四日作)

黄子、詔獄中に書せし所の一百二十本《孝經》、本本各々論有り、文と義を著し、咸な殊れり。其の「庶人」に「詩」を引く者四十部有り、《別本》と為す。故に三十有三部に、「小雅・宛」の詩を「庶人」の首に移す有り。七部に「豳風・七月」の詩を「庶人」の尾に補ふ有り。今皆散亡す、幸に此の七本猶ほ或ひは尋ぬ可し。此の本は蓋し諸を塗待詔徳公(仲吉)に得たり。余は尚ほ晋公蔣若椰(徳環)の家に在り。

—同「書《孝經別本》後」洪思注
字を乞ふ者有り、輒ち《孝經》三二本を書して之に予ふ。
—同・卷首附「黄子伝」洪思撰

これらの文章から、次のことが判明する。

a 黄道周は崇禎十四年下半年(五月二十日から十二月十九日までの約八ヶ月)の間に、刑部の獄中で《孝經》百二十本を書いた。

b その《孝經》は、詩經の章句を引いて自身が整理した自定本《孝經別本》四十本と、唐玄宗皇帝「石台本」に依拠した通行本の《今文孝經》八十本に分けて手書した。

c 《孝經別本》四十本は詩經「小雅・(小)宛」の「戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰」(注14)を「庶人章」の冒頭に置く三十三本と、詩經「豳風・七月」の「我稼既同、上入執宮功、晷爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋、其始播百穀」を「庶人章」の末尾に置く七本からなる。「第十七本」と「第三十四本」はともに後者の例である。

d 《孝經別本》と《孝經定本》は実は同一のもので、違う視点からの呼び名の相異に過ぎない。

e 《孝經別本》すなわち《孝經定本》は、四十本のうち二十五本は親友らに贈った。そのうち蔣徳環に六本、涂仲吉に一本を贈ったが、当時すでにこの七本しか現存していない。

f 《孝經》百二十本(《今文孝經》八十本と《孝經別本》

四十本)は、求めに應じて、獄卒または他の人に与えた。これが後世に伝来する。

g 《今文孝経》を五十本、ついで六十五本まで書いたところで、《孝経別本》(《孝経定本》)を書き始めた。

h 「石台本」には、当時「会稽虞本」、「中州呂本」、「福建京子刻本」があり、すべて国学に依つて頒布したものである。

黄道周が獄中で《孝経》を書写した事実は、以上の基本文献のほか、多くの文献が指摘する。

公、獄中に在りて《孝経》百余本手書し、流伝して室と為る。
— 明・黄景昉撰『黄道周誌伝』

道周、獄に在りて、《孝経》百余本を手書す。

— 明・查繼佐撰『罪惟録』卷十二「黄道周伝」
毎日獄に在りて、《孝経》を手書し、其の天恩に感佩し、聖徳を頌揚するを極む。

— 清・邵廷采『東南紀事』卷二「黄道周伝」
時に道周繫獄中に、諸の獄吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、道周為に《孝経》を書して役錢に当つ、凡そ二百二十本なり。……たまたま会諸の内侍時に書せし所の《孝経》を購ひ内に入れ、上時に一たび之を見、指して名を好むと為す。

— 清・陳汝咸等撰『康熙漳浦県志』卷十五「黄道周伝」

道周繫獄の時、吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、道周為に《孝経》凡そ二百二十本を書す。

— 清・蔡世遠撰『二希堂文集』卷六「黄道周伝」
修漳州府志作
公獄に繫がれ、吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、為に《孝経》二百二十本を書す。

— 清・汪有典撰『史外』卷七「黄道周伝」
道周獄に繫がれ、吏日に紙筆を奉じて書を乞ひ、為に《孝経》二百二十本を書す。

— 清・徐鼐撰『小腆紀伝』卷二十三「黄道周伝」
黄忠端、崇禎辛巳に於て、詔獄自ら刑曹を過り、初めて杖を拜し、血肉淋漓として、敗几に據りて日に《孝経》凡そ百余本を書き、皆精楷たり。

— 清・梁章鉅『退庵題跋』
これらの記載はほぼ同文と見なしうるが、厳密に言えば誤っている。すなわちb・fに整理したように、《今文孝経》八十本と《孝経別本》四十本の別があり、求めに應じて、獄卒または他の人に与えた点である。また伝承されると次のように記載される。

— 清・梁章鉅『退庵題跋』
これらの記載はほぼ同文と見なしうるが、厳密に言えば誤っている。すなわちb・fに整理したように、《今文孝経》八十本と《孝経別本》四十本の別があり、求めに應じて、獄卒または他の人に与えた点である。また伝承されると次のように記載される。

黄道周、疏を具す毎に、皆手書して上聞し、從ひて筆を借はず。廷杖下獄に及び、猶ほ《孝経解》を手書するがごとく、序贊に一も重なる者無く、毎本售ること銀一兩、人争ひて之を市ひ、以て家珍と為す。

— 明・李清『三垣筆記』附識上・崇禎石齋先生の獄中、以て自給する無く、常に《孝経》を書して之を鬻ぎ、毎本二金なり。— 『帰玄恭文統鈔』明朝遺民である李垣（二六〇二〜一六八三）や帰莊（一六一三〜一六七三）の関心は、黄道周が《孝経》を書いて売り、金銭に換えたことと、それが市場に出回って珍藏されたことに移っている。

四、『孝経』に関する著述

侯真平著『黄道周紀年著述書画考』（一九九五年廈門大学出版社）「四、著述版本考（七）『孝経』類」に拠れば、黄道周には『孝経』の著述が七種ある。

- 1 『孝経定本』（別称『孝経別本』）
- 2 『孝経本贊』（別称『孝経贊』『孝経贊義』）
- 3 『孝経辨義』一卷
- 4 『孝経頌』一篇
- 5 『聖世頌孝経頌』一篇

6 『孝経集伝』四卷（別称『孝経大伝』『孝経読本』）

7 『孝経外伝』

このうち6については、「洪譜」に記載がある。

崇禎十一年戊寅、『孝経大伝』を作る。

崇禎十六年癸未、秋八月朔、『孝経集伝』成り、……子曰く、『孝経』の書、戊寅より起草し、未だ進呈を經ず、乃ち九江に於て其の遺緒を綜べ、以て同人に示す」と。

『孝経集伝』は六年の歳月を費やして完成した『孝経』の集大成であることが解る。この間、黄道周が獄中にて百二十本《孝経》を手書したことは、一方で『孝経集伝』の著述が常に念頭にあつたからであると思われる。この『孝経集伝』四卷は、福建巡撫採進本として『四庫全書』経部・孝経類にも収録される（注15）。

是の書、廷杖下獄の時に作る。其の作書の旨、門人の筆記する所者に見ゆ。

— 『四庫全書総目提要』卷三十二文中の「門人の筆記する所の者」とは、次の「孝経大伝序」に注した洪思を指す。

洪思曰く、子、経筵講官為りしとき、易・詩・書・礼二十篇を讀ひ、太子の為に講読するも、未だ孝経に及

ばざるのみ。念ふに是の経は六経の本為り、今此の経
講ぜず、遂に人心をして此に至らしむ。楊嗣昌、陳振
甲、皆争ひて奪情して起つ。父を無し君を無するの言
天下に満ち、大ひに憂ふ可し。乃ち退きて是の経を述
べ、以て講筵の闕を補はん。 — 『黄漳浦集』卷二十

この一文は、明らかに黄道周が何故に『孝経』に拘り、執
筆したかを明快に指摘している。発端は経筵での講義で
『孝経』に及ばなかったからであるが、直接的には、崇禎
十一年（戊寅・一六三八）八月に、楊嗣昌・陳振甲らが
「奪情」してまで入閣したことに反対し、父子君臣の言説
のない状態が天下に満ちていることを憂え、その大義を明
らかにするためであった。黄道周は「孝経大伝序」の冒頭
に次のように述べている。

臣、『孝経』なる者を観るに、道德の淵源、治化の綱
領なり、六経の本、皆『孝経』より出で、而して『小
戴礼記』四十有九篇、『大戴礼記』三十有六篇、『儀
礼』十有七編、皆『孝経』の疏義為り。 — 同前

五、結び

黄道周が《孝経》をかくも多く手書した理由は、父子君
臣の忠孝の倫理を天下に明らかにし、自身が党派を組んで

政治を乱す意思などないことを崇禎帝に訴える手段であつ
たと考えられる。崇禎十四年、獄中において書写したの
は、自身の身の潔白を訴える唯一かつ最善の方法であつた
と同時に、『孝経集伝』の執筆がその背後にあつたと推定
する。その理由は、単に通行本《孝経》の書写に止まら
ず、自定本である《孝経定本》を書写しているからであ
る。「第十七本」及び「第三十四本」は、書写回数を表す
と同時に、自定本のナンバリングである。

そもそも詩経「豳風・七月」の「我稼既同、上入執宮
功、晷爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋、其始播百穀」は、農
夫が冬の農隙の時に、まず公事の役に服し、しかる後に私
家の事を収める、公事を先にして、私事に及ぶという、よ
く国を愛し、またよく私事を務めたという豳民の古俗を詠
うものである。黄道周がこの詩を、農民を中心に父母を養
うことを説く「庶人章」の末尾に引用した本意は、詩意を
借りて、自身の忠義心を訴えつつ、君臣の義を世に知らし
めたかったからではないだろうか。

また詩経「小雅・（小）宛」の「戰戰兢兢、如臨深淵、
如履薄冰」を「庶人章」の冒頭に置いたのは、一方で、忠
実な人間として自ら身を慎み、戒めて禍患に中ることを恐
懼したからであり、また一方で小人批判をする意図があつ

たためと思われる。

墨跡《孝経》は、政治思想を獄中から訴えた書跡であり、楊嗣昌・陳振甲ら孝徳の義を踏み外した小人による政治に対し、自己の忠孝思想を明確に表出した書跡であるといえよう。そうであるがゆえに、黄道周の書跡中では、芸術風格の評価もさることながら、忠孝の気概に溢れた内心の世界を具現化した墨跡として、人品が高く評価されてきたのである。

注

- ① 東京国立博物館蔵本は犬養木堂旧蔵、高島菊次郎氏寄贈である。紙本で書心毎葉二〇・〇×九・二cm。「内題」は「孝経定本」とある。「落款」は「右経十八章三百三十六句一千八百二十七字。諸本字句参差、不合経緯。要以此本為準、崇禎辛巳八月、白雲庫下、黄道周謹書／第三十四本」と記し、「白文印」「黄道周印」を鈐す。「跋文」は韓崇（辛巳）と羅振玉（宣統庚寅）がある。
- ② 台北故宫博物院蔵本は梁章鉅・王世杰の旧蔵で、烏絲欄（界線および野線）がある。十一開の紙本で書心毎葉二六・三×三七・一cm。「内題」は「孝経定本」とある。「落款」は「右経十八章一千八百二十七字。……辛巳秋深、黄道周再書于白雲庫下／第十七本」と記し、「白文印」「道周私印」「朱文印」

「幼玄」及び「白文印」「四事不能」「朱文印」「三公不易」を鈐す。「跋文」は周寿昌（同治二年）、羅惇衍（同治乙丑）、毛昶休（同治六年丁卯）、袁保恒（同治丁卯）がある。

- ③ 北京故宫博物院蔵本は十三開の紙本で、書心毎葉二五・八×一三・九cm。「外題」に「忠義本原」（未詳）・「清玩」（顧廷會）、「内題」は「孝経定本／黄道周謹書」とあり、「朱文印」「嘉慶御覽之寶」「石渠寶笈」「寶笈三編」他二印を鈐す。「落款」は「右経十八章通千八百二十二字。……崇禎辛巳八月、黄道周再識于白雲之庫」と記す。末尾鈐印無し。「跋文」は周易（雍正元年中秋後四日）がある。

- ④ 瀋陽故宫博物院蔵本は五開の紙本で、書心毎葉一三・五×二四・五cm。「題簽」は梁山舟書で「石齋先生書孝経真跡 山舟題簽」とあり、「内題」は「孝経定本／黄道周謹書」とある。また「跋文」は梁山舟がある。

- ⑤ 広東省博物館蔵本は十七開の紙本。
- ⑥ 西泠印社蔵本は十五開の紙本。書心毎葉一五×二三cm。
- ⑦ 天津市芸術博物館蔵本は絹本。
- ⑧ 天津市芸術博物館蔵本は十二開の紙本で、書心毎葉二三・四×一二・七cm。「内題」は「孝経頌」とあり、「白文印」「石齋」を鈐す。「落款」は「崇禎辛巳元冬黄道周頌并書于白雲之庫」と記し、「白文印」「黄道周印」を鈐す。さらに「再識」として「是作頌之初本、起草未定、有更易十余／句及改定数十字者、要其大概。書在初／編時、已凝寒筆硬、而是編細書、未甚／潦艸、不忍棄真。後之覽者、或有諫其／草創略其迂疎。因

後本以閑定、或并為之揚汰無以塗跣貽愆脩士、固所願也。／十月初七日道周再頓首識。」があり、「朱文印」「石齋」「白文印」「黃幼平」を鈐す。「跋語」に「咸豐十有一年秋八月王慶雲齋敬觀」とあり、「跋文」は陳楷（咸豐辛酉中秋日）・吳重休（同治丁卯孟夏）・李慶彤（虛白齋・光緒改元十月廿有六日）がある。

ただし、以上に挙げた①から⑧の中で、筆者が実際に過眼し得たのは①のみで、②③④⑧は図版による。またそのうち④は一部分の図版だけであり、⑤⑥⑦は図版也未見である。

9 洪思等撰・侯真平・婁曾泉校点『黃道周年譜附伝記』福建人民出版社一九九九年九月刊行「校点前言」に拠れば、歴來の著録に次の六種がある。

- (1) 明洪思『黃子年譜』（洪譜）
 - (2) 明莊起儔『漳浦黃先生年譜』（莊譜）
 - (3) 清鄭亦邨『黃石齋年譜』（鄭譜）
 - (4) 清黃玉璘『黃忠烈公年譜』（玉璘譜）
 - (5) 清莊亨陽『黃忠端公年譜』（亨陽譜）
 - (6) 清金光耀等『先儒黃子年譜集成』（金譜）
- ただし(4)玉璘譜と(5)亨陽譜は伝來しない。
- 10 臧雲浦・朱崇業・王雲度著『歷代官制・兵制・科挙制表釈』江蘇古籍出版社一九八七年四月刊行「第一部分 中国歴代官制簡述」第十五 明代官制「五七頁および賀旭志編著『中国歴代職官辭典』吉林文史出版社一九九一年十月刊行「附二、歴代官制表」11、明朝官制表(1) 中央官制」六九五頁参照。

11 前注9『黃道周年譜附伝記』所収「明洪思『黃子年譜』」校勘記「四六」「四七」に拠る。

12 参照した年譜及び伝記は、前注9『黃道周年譜附伝記』所収による。

13 陳寿祺編『明漳浦黃忠端公全集』（内閣文庫蔵・道光十年刊本・略称『黃漳浦集』）による。

14 黃道周が引く「戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄冰」は「小雅・小旻」の末三句である。「小雅・小宛」は「戰戰兢兢、如臨深淵」の二句のみを末句におく。よって「小雅・小旻」が正しいと思われる。

15 その他、『石齋先生経伝九種』、清・汪德瑛輯『今古孝経彙刻』等にも収録される。他に刊行された『孝経』関連の書籍に、次の三書がある。『孝経本質』一卷（清・王錫祺輯『小方壺齋叢書初集』）、『孝経辨義』一卷（清・傅寿彤撰『澹勤室著述』）、『孝経読本』四卷（民国・唐文治輯『十三経読本』）。またこの他、『孝経』に関する著述が『黃漳浦集』に収録されているので挙げておく。「書古文学孝経後」(卷二十二)、「書孝経別本後」・「書孝経頌後」・「書聖世頌孝経頌後」(以上卷二十三)、「孝経頌」・「聖世頌孝経頌」(以上卷二十八)、「孝経辨義」(卷三十)。

(大東文化大学)